

## 調 達 公 告

公募型プロポーザル方法により業務の受注者を選定するので、次のとおり公告する。

令和4年1月12日

鳥取県知事 平井 伸治

### 1 業務の概要

#### (1) 業務の名称

新型コロナウイルスワクチン接種に係る広報プロモーション業務

#### (2) 業務の内容

鳥取県民に対し速やかな接種を進め、ワクチン接種率を向上させることを目的として、多様な媒体を活用して、効果的な時期にワクチン接種の広報・啓発プロモーション業務を展開する。

なお、詳細は新型コロナウイルスワクチン接種に係る広報プロモーション業務に係る公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）及び別紙1の仕様書（以下「仕様書」という。）による。

#### (3) 業務期間

契約締結の日から令和4年11月30日まで

#### (4) 予算額

金26,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 2 参加資格要件

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 法人格を有していること。

(3) 平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が「35イベント・広告・企画」の「5広告・広報」、「6イベント企画・運営」、「7デザイン企画」又は「99その他」のいずれかに登録されていること。

(4) 本件調達の公告日から本件業務の企画書の提出の日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(5) 本件調達の公告日から本件業務の企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(6) 鳥取県内に本店、支店、営業所その他の事業所を有する者であること。

### 3 企画提案書等の提出

#### (1) 提出書類

ア 企画提案書 6部

イ 受託費用見積書 6部（正本1部、副本（写し）5部）

ウ 会社概要、定款、規約・会則、役員名簿及び団体の組織図 各6部

#### (2) 提出方法等

ア 提出方法

ウの提出先・問合せ先への持参又は送付とし、紙媒体とあわせて、企画提案書等一式をPDFファイルに変換し、同ファイルをメールにて提出すること。

なお、送付による場合は、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第

9条に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）によること。

イ 提出期限

令和4年1月26日（水）正午（必着）

ウ 提出先・問合せ先

鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局新型コロナウイルスワクチン接種推進チーム  
〒680-8570

鳥取県鳥取市東町1丁目220番地

電話：0857-26-7976

ファクシミリ：0857-26-8168

電子メール：cov19-vaccine@pref.tottori.lg.jp

(3) 公募型プロポーザル実施要領及び仕様書等の交付

公募型プロポーザル実施要領及び仕様書等の交付は、令和4年1月12日（水）から同月19日（水）までの間にインターネットの鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局新型コロナウイルスワクチン接種推進チームのホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/302069.htm>）から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び時間

令和4年1月12日（水）から同月19日（水）までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

(2)のウに同じ

(4) その他留意事項

ア 企画提案書は、原則として返却しない。なお、鳥取県に提出された書類は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象となるが、提案者に無断でプロポーザル以外の用途には使用しない。

イ 選定された者の企画提案書に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし契約締結前には、提案者に帰属するものとする。

ウ 選定されなかった者の企画提案書等に係る著作権は、提案者に帰属する。

エ 鳥取県は提案者に対して、企画提案書等に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

オ 2の参加資格要件を満たさない者が提出した企画提案書等及び虚偽の記載がなされた企画提案書等は無効とするとともに、選定の取り消しを行うことがある。

カ 企画提案書等の提出後、企画提案書等に係る個別事項に疑義がある場合は、鳥取県から質問することがある。

キ 企画提案書は1者につき1案とする。

4 プレゼンテーションの実施

次により、企画提案書に係るプレゼンテーションを実施する。

(1) 日時 令和4年1月27日（木）又は31日（月）のいずれか1日（参加者に後日通知する。）

(2) 場所 オンライン会議方式（参加者に後日通知する。）

(3) 持ち時間等 30分程度

（企画提案書等の説明（15分程度）、質疑応答（15分程度））

(4) その他 企画提案書提出後の内容の差し替え、追加は認めない。

5 選定

(1) 提案の評価は、企画提案書及びプレゼンテーションの内容により、新型コロナウイルスワクチン接種に係る広報プロモーション業務プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）において、実施要領の別紙2「新型コロナウイルスワクチン接種に係る広報プロモーション業務に係る公募型プロポーザル評価要領」の評価基準に基づき、審査委員が個別に評価採点し、その点数を合計する方法により

得点を算出して、最も高い得点を獲得した者を、最優秀提案者として選定する。なお、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行なう。

(2) 審査結果は、インターネットの鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局新型コロナウイルスワクチン接種推進チームのホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/302069.htm>) で公表するとともに、参加者に通知する。

公表については、全ての提案者の順位及び得点とする。ただし、提案者名については、最優秀提案者のみとする。

(3) 審査の経緯は公表しない。

(4) 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

(5) 審査委員又はその予定者に対し、本プロポーザルの選考に関し、働きかけを行った者は、失格とする。

## 6 契約の締結

審査会による審査の結果、5により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲での内容の変更の協議を含む。協議が不調のときは、5により順位付けられた上位の者から順に契約の締結協議を行う。

## 7 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 8 その他

### (1) 費用の負担

このプロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

### (2) その他

この公告に定めるもののほか、詳細は、実施要領によるものとする。